

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年12月5日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

蒔田小学校図工室天井修繕

2 履行(納品)場所

南区蒔田町1020番地
横浜市立蒔田小学校

3 契約日

令和5年9月1日

4 履行日又は履行期間

令和5年10月31日

5 契約金額

4,087,600円

6 契約の相手方(名称及び所在)

馬淵建設株式会社
横浜市南区花之木町2丁目26番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

授業中に図工室の天井石膏ボードや釘が落下した。その他の箇所も落下の恐れがあり、即時的に対応を行わないと児童及び教員の安全確保に重大な支障が生じると判断したため、緊急に対応する必要があった。

8 契約の相手方の選定理由

当校が所在する南区で可及的速やかに修繕対応できる業者を有資格者名簿より選定した。

9 所管課

教育施設課営繕係